

4 インディアス法にみるスペイン系植民都市の建設

キーワード：スペイン法、新大陸征服、市参事会、都市エリートの起源、
植民地期スペイン領アメリカの都市計画

横 山 和 加 子*

The Construction of Spanish Colonial Cities in the *Recopilación de Leyes de las Indias*

Key Words: Spanish laws, conquest of new world, city council, origin of city elites, urbanism in Spanish colonial America

YOKOYAMA Wakako

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| 1. はじめに | 3. 『インディアス法集成』の規定に見 |
| 2. サン・クリストバル・デ・ラス・
カサスの設立 | るスペイン人入植地の建設 |
| | 4. 結びにかえて |

1. はじめに

コロンブスが初めて西インド諸島に到達した翌年の1493年から1519年までに、新大陸へ渡ったスペイン人は記録で確認できる数だけで5,483人、征服活動が大陸部に拡大する1520年から1539年までには13,262人、さらに16世紀末までには合計54,881人がアメリカ大陸へ渡っている。記録に残らなかった渡航者の数を含めると実際の人数はこの5倍程度になるものと考えられている¹⁾。

その後急速に、未知の土地へと新領土が拡大されていったが、それを可能にしたのは、スペイン人都市とそれを結ぶ交通網から成る、いわば点と線による支配領域の拡

* 慶應義塾大学商学部・教授

1) Peter Boyd-Bowman, "Patterns of Spanish Emigration to the Indies until 1600" in *Hispanic American Historical Review*, vol. 56, no. 4, 1976, pp. 580-603. ビーベスによれば16世紀半ばまでの推定渡航者は15万人。Vicens Vives, *Historia de España y América social y económica*, vol. 3, Barcelona, Editorial Vicens Vives, 1972, pp. 326-327.

大であった。主要都市の建設年をあげてみれば、現ドミニカ共和国のサント・ドミンゴ 1496 年、現キューバのハバナ 1519 年、現メキシコのメキシコ市 1521 年、現グアテマラのサンチアゴ・デ・カバリェーロス 1524 年 (1542 年移転)、現エクアドルのキトならびに現ペルーのクスコ 1534 年、リマ 1535 年、現アルゼンチンのブエノス・アイレス 1536 年 (1541 年に放棄 1580 年に再建)、現パラグアイのアスンシオン 1537 年、現コロンビアのボゴタ 1538 年、現チリのサンチアゴ 1541 年、現ボリビアのチュキサカ (スクレ) 1539 年、ラ・パス 1548 年であった。これらの都市の建設によってアメリカ大陸におけるスペイン領の都市網は大方その基本的姿を顕わしたといえる。このような都市網の速やかな拡大はアメリカ大陸のスペイン植民地の重要な特色のひとつであるが、スペイン人達は何故都市の設立にそれほどの意欲を燃やしたのであろうか。

地域によってその実態は異なるものの、西欧中世都市の一般的特徴として、市民が都市固有の経済的・政治的・身分的特権と結びつき一種の政治的自治組織を形成していたことがあげられている。新大陸の征服と植民に中心的役割を果たしたのはスペインのカスティリアであったが、ここでは 8 世紀に始まるレコンキスタの最前線が、漸次イスラム教徒を南に追い詰めていた。異教徒から奪還した土地には、王権が国境防衛のための辺境都市を建設させた。国王はそれらの都市に対し司法権、市民の代表による自由な市政、市の共有地の所有とそこから市民への宅地・農地配分の権利、時に貢租やその他の税の免除、亡命者の保護権や市民の前科・法的訴追の取消、封建貴族や教会権力からの保護などの様々な特権を与えて、それらの都市の保護育成に努めた²⁾。入植した市民はその見返りとして、自弁で武装しイスラム教徒との戦いに参加し、あるいは国王のレコンキスタ事業の財政を負担したのであった³⁾。14 世紀には各都市は国王の身分制議会 (las Cortes) へ代表を送る権利を認められた。コンセホ (consejo) もしくはカビルド (cabildo) と呼ばれる市参事会は特権的なものとなり、それらの役職を独占する「都市貴族」(caballeros) が力をつけた⁴⁾。しかしレコンキスタ

2) 横山和加子「スペイン人の入植と都市の形成 (1521-1550 年代) —メキシコ三都市の事例から—」『社会文化史学』(第 29 号 1992), pp. 44.

3) その他に、コンキスタドールとよばれる強大な軍事力を持つ大貴族が存在したが、彼らは独自に回復した領土でその領主権を国王に認められた。また首領の下に集まった冒険者達が共同で奪還した土地で、首領との契約に従ってその臣下として入植するベトゥリアス (behetrías) と呼ばれるカスティリア特有の制度も存在した。Antonio Sacristán y Martínez, *Municipalidades de Castilla y León*, Madrid, Instituto de Administración Local, 1981, pp. 189-192, 352-396.

4) 都市貴族と並びスペイン貴族の下層を形成していたのがイダルゴ (hidalgo) であった。イダルゴは郷士で通常領地に居住したが都市の市参事会にも影響力を持ち、その役職にもついていた。新大陸の征服に赴いた武将の多くはこのイダルゴ層の出身であった。

が終息局面に向かうとともに、中央集権化を図る国王は、市参事会の役職の任命権を手中に収め、なおかつ各市に司法官コレヒドール (corregidor) を派遣して、カトリック両王の時代 (1479-1517 年) までに市の司法権を掌握していた。

イベリア半島に最後まで残っていたイスラム王国グラナダが陥落し、レコンキスタが名実ともに完了した 1492 年は、奇しくも新たな地平に向かってスペイン人の征服・植民事業が開始された年でもあった。その先頭に立ったのが、イサベル女王に率いられたカスティリア人であった。王権の力が十分に及ばない新天地においては、都市はまだ大きな自由を享受する可能性を秘めていた。新大陸に渡ったスペイン人達が、自弁の武力によって征服した土地に都市を設立し、国王から付与される数々の特権に護られて自律的・自治的市政を享受する都市貴族となるという、カスティリア都市の伝統を夢に描いていたことは想像にかたくない。加えて、新世界には広大な土地と、秘められた鉱山、そして先住民という人的資源があった。入植者は団結して国王からできるかぎり多くの特権を引き出すために都市を設立し、国王は植民地の防衛と統治のためにスペイン人都市の設立とその保護育成に努めた。それが新大陸の都市建設の原動力となったといえよう⁵⁾。

本稿では、まず征服地におけるスペイン人都市の建設が実際はどのように行われたのかを、サン・クリストバル・デ・ラス・カサスの設立の紆余曲折をたどりながら示し、つぎに、その背後にどのような制度が存在し、入植者の意図はどこにあったのかを、「インディアス法」の条文を頼りに解釈しようと試みている。

2. サン・クリストバル・デ・ラス・カサスの設立

サン・クリストバル・デ・ラス・カサスはメキシコの最南端、グアテマラと国境を接するチアパス州の古都である。幾たびかの名称変更を経て現在サン・クリストバル・デ・ラス・カサスと呼ばれているこの都市設立の最初の試みは、エルナン・コルテスが 1521 年アステカ帝国の首都テノチティランを攻略した後、その廃墟の上に新領土ヌエバ・エスパーニャの首都となるべきメキシコ市の建設を開始し、さらにそこを足掛かりとして周囲への遠征を押し進めていた 1523 年のことである。これ以前にヌエバ・エスパーニャでコルテスが建設を命じたスペイン人都市には、コルテスのメキシコ上陸の地となったメキシコ湾岸のベラクルス (1519 年)、同じくメキシコ

5) 横山和加子前掲論文, pp. 47-55.

湾岸に南部への足掛かりとなる良港を求めて設立されたコアツァコアルコス（1520-21 年）、内陸の拠点として設立されたオアハカ（1521 年）⁶⁾があったが、サン・クリストバル・デ・ラス・カサスはそれらに次ぐ早い時期の設立の試みであり、コルテスがオアハカより南に中米への領土拡大の拠点を求めた結果であったといえよう⁷⁾。

当時その一帯はチアパ人が支配するチアパ地方と呼ばれていた。その平定と植民（pacificar y poblar）を最初に試みたのは、コルテスに任命された指揮官ルイス・マリンの遠征隊であった。コアツァコアルコスを出発した一行は、チアパ人の中心集落チアパを攻略し、遠征に参加したスペイン兵に周囲の先住民集落をエンコミエンダとして配分したもの⁸⁾、結局このときスペイン人のための集落を設立するにはいたらなかった。そこで 1524 年、オアハカとテワンテペックの征服に手腕を発揮したディエゴ・デ・マサリエゴスが、新たな遠征隊を率いて再びチアパ地方へ向かった。マサリエゴスは首尾よくチアパを平定すると、一度メキシコ市に帰還した。ところがその間にチアパ人が再び反乱をおこし、チアパ地方は以前にも増して混乱した。この報せがメキシコ市に届くと、1526 年末に、再びマサリエゴスを総司令官とする遠征隊がメキシコ市から派遣され、翌年チアパに入った。この遠征隊には、コルテスと財務官アロンソ・デ・エストラダによって指名され、チアパ地方で土地の配分にあずかり入植することを約束された指揮官や兵士あわせて 80 人余りが同行していた。その中にはマサリエゴスの息子と弟も含まれていた。この 3 回目のチアパ遠征で先住民を再度制圧したマサリエゴスは、まず手始めに山の上の要害の地にあったチアパ人の集落を取り壊し、1 レグア（約 4.19km）程離れた川の近くの平地へ移動させた⁹⁾。次にスペイン人の入植地の選定にかかるのであるが、その前に重要な問題を解決しなければなら

6) 現在のオアハカ、かつてアンテケーラとよばれたこの都市の設立の経緯は複雑で、所在地が最終的に現在の場所に定められたのは 1526 年のことであった。横山和加子前掲論文, pp. 47-49。

7) サン・クリストバル・デ・ラス・カサスの設立の経緯については Juan B. Artigas, *La arquitectura de San Cristóbal de las Casas*, México, Gobierno del Estado de Chiapas y Universidad Autónoma de México, 1991, pp. 7-38 を参照した。アルティガスはこの本の中で、Bernal Díaz del Castillo, *Historia Verdadera de la Conquista de la Nueva España* と Fray Antoniode Remesal, *Libro Primero. De la Historiade la Provincia de San Vicente de Chipapa y Guatemala, de la Orden de Nuestro Glorioso Padre Santo Domingo*, Impreso en la Tipografía Nacional, Guatemala, 1926 を一次史料として、Francisco Santiago Cruz, *Ciudad Real de Chiapas en la Historia de Fray Antonio de Remesal*, México, Gobierno del Estado de Chiapas, Editorial Progreso, 1974 を研究書として参照している。

8) 有名な『メキシコ征服記』を著わした、かのベルナル・ディアス・デル・カステイーリョ（注 7 参照）も、この時チャムラ村をエンコミエンダとして拝領した。エンコミエンダについては注 10 参照。

9) この新しい先住民集落チアパが現在のチアパ・デ・コルソである。

かった。

というのは、チアパ地方でスペイン人都市の建設が実現しないままになっていた間に、前線総督ペドロ・デ・アルバラドがさらに南のグアテマラにサンチアゴ・デ・カバリェーロスを設立したのである（1524年7月25日）。アルバラドはここからチアパ地方に触手をのばし、ペドロ・ポルトカレロをチアパ遠征に派遣した。1528年ポルトカレロとマサリエゴスはコミタン平野で出会ったが、話し合いの結果、同年2月末までにポルトカレロ隊は戦うことなくグアテマラへ引き返した。この時ポルトカレロ隊の一部がマサリエゴスの隊に合流した。翌3月1日マサリエゴスは直ちにチアパ人の集落から1レグアほど東に行ったコミタン平野の中に、スペイン人集落を建設することを命じた。作業はチアパ人の加勢を得て突貫工事で進められ、まもなくスペイン人全員の家が完成した。数日後、マサリエゴスは隊の主だった者を自分の家に集め、その集落は苦勞して獲得した領土を確保するために設立したのであり、町を建設するのにもっとふさわしい土地を見つけるまでの暫定的なものであると説明した。つづいてマサリエゴスは、国王によって任命されたチアパ地方の総司令官かつ副総督として、この集落をビリャレアル（Villarreal）と命名し、2人の町長ルイス・デ・ルナとペドロ・デ・オロスコを任命し、職務を忠実に全うし、神と国王と公共の利益に尽くすという宣誓をさせた後、彼らに厳かに司法杖を授与した。さらに、マサリエゴスの弟ペドロ・デ・エストラダを含むカビルドの参事6名と、差配、代表、警吏、触れ役、牢番を任命した。ルイス・デ・ルナとヘロニモ・デ・カセレスは、この集落で巡察官（visitador general）と書記の職を拝領するためそれぞれメキシコ市から携えてきた証書を提出した。3月6日には、警吏が、集落の広場に木製のピコタ（懲罰用の杭）を立て、集落の出入口付近の丘に木製の絞首台を設置するよう命じられた。そして、この集落に定住し市民となる意思のある者は全て、カビルドの帳簿に記帳すれば許可されること、市民となった者は、ヌエバ・エスパーニャの他の町や市の市民が享受するのと同じ恩典（mercedes）と税の免除（franquicias）ならびに自由（libertad）が与えられる旨が公に触れられた。

このような手続きを終えるとすぐ、3月31日、一行はその集落を放棄し、シナカントランから東へ2レグア半ほどの、インディオたちがグエイサカトランとよぶ広い平地の川の近くに、改めて居を定めた。この移動はもはやマサリエゴス一人の決定ではなく、指名されたばかりのビリャレアルの町長とカビルドの参事の合意で行われた。このときカビルドの議事録に記された移動の理由は、コミタン平野が湿地で蒸し暑くスペイン人に不向きであり、周囲に多くの先住民が居住するために、先住民への悪影

響が懸念されるのに引きかえ、新たに選ばれた場所は、高地で涼しく健康的で、良い水を供給する川と湧き水に恵まれ、牧草も空気も土地も良質で、家畜の放牧地や山林も近くにあり、先住民への悪影響も少ないというものであった。同じ議事録によれば、この場所に3月31日から4月25日までの26日間に、街路が引かれ街区が造られ、その中に広場・カビルドの庁舎・教会堂ならびに総司令官や主だった市民の宅地の区画がきめられた。集落の中央に定められた広場の大きさは、東西125バラ、南北100バラ（1バラは約0.84m）で、その一角にはピコタが立てられた。集落の東側のはずれの小山には絞首台も設置された。

その後入植者への土地の分配が行われた。まず植民の責任者であるマサリエゴス総司令官に4区画、その弟ペドロ・デ・エストラダに2区画、その他9人の者に1区画ずつ、これに教会堂のための1区画とカビルドの庁舎のための1区画を加えて合計17区画が割り当てられた。市民に名を連ねる残りの入植者にもそれぞれに土地が割り当てられたはずである。加えて、マサリエゴスにはチアパ地方の中心部族の集落であるチアパ村がエンコミエンダとして与えられた¹⁰⁾。

マサリエゴスの遠征隊には、スペイン人の軍門に下りコルテスに協力していたメシカ人とトラスカラ人の一団およそ200人が妻同伴で同行していた。彼らは征服戦争の加勢をし、街ができるとそこに定住してスペイン人に労働力を供給する役目を負わされていた。これらの2部族は、スペイン人入植者に割り当てられる街路で整然と区切られた街区（これをトラサ traza と呼ぶ）の外側に、それぞれ居住区（barrio）をつくって住み着いた。それらの地区名は現在も残っている。このような先住民の入植者の同行は、グアテマラなどその他の地域への遠征と入植の際にもとられた常套手段であった。

翌1529年、マサリエゴスが失脚し、ビリャレアルの館と先住民集落チアパのエンコミエンダを失ってメキシコ市へ帰還するなど混乱がおこるが、ビリャレアルは1535年3月には、国王から正式に町であることを証明する紋章を授けられ、ついで1536年

10) エンコミエンダは先住民の強制労働用益権と貢租徴収権からなる特権で、通常征服や植民の功労者に先住民の集落を単位として与えられた。エンコミエンダを拝領した者をエンコメンデーロと呼ぶ。エンコミエンダは先住民の労役と貢租のみを対象としたもので、土地はあくまで国王のもの、先住民は国王の臣下で、それに対する司法権も同様であった。エンコミエンダを受けたものは先住民のキリスト教化の義務を負った。先住民をいわば個人に委託するこの制度は先住民虐待の元凶として、一部の聖職者から厳しく批判された。先住民の保護を目的とした1542年のインディアス新法以降、紆余曲折を経て、エンコメンデーロへの先住民の労役は廃止され、その後メキシコでは先住民労役を王室の管理下で有償でスペイン人に配分するレパルティメント制が一般的となり、エンコミエンダ制は衰退する。

7月には、市に昇格してシウダーレアル（Ciudad Real）と改名した。この時までには街では、12本の街路からなる街区の中に広場、教会堂、カビルドの庁舎が完成し、司祭も常駐するようになっていた。

3.『インディアス法集成』の規定に見るスペイン人入植地の建設

アメリカ大陸のスペイン領をスペイン人達はインディアスとよんだ。「インディアス法」(Las Leyes de Indias)の芽は、まだその存在すら知られていなかった時、すなわち、コロンブスが西回りでアジアに到達する航路を発見するための最初の航海に出発する前に、カトリック両王との間に交わした協約（capitulación）の中にすでにあったといわれている。そこにはコロンブスが航海の途上で発見するであろう新しい土地を統治するための法的基礎が示されていたからである。新大陸の探検が進み新しい土地のようすが明らかになると、ローマ法の伝統を受け継ぐ従来のカスティリア法（El Derecho de Castilla）では対処できない事態がおこり、歴代のスペイン国王は次々と新しい法令を出していった。まもなく、そうした法（leyes）、勅令（Reales Cédulas）、王令（pragmáticas）などの数は膨大となり、それらを全て把握した上で適用することが困難となっていった。そこで、インディアスの法令集を作成する必要性が生じた。この試みは16世紀からさまざまな形で行われたが、その集大成といえるのが1680年カルロス2世に承認され、翌年出版された『インディアス諸王国の法集成』（以降『法集成』と呼ぶ）である¹¹⁾。全4巻9書からなるこの『法集成』の第4書が、発見、平定、植民とスペイン人都市に関する諸規定にあてられている。この部分の中核を成すのは、フェリペ2世が1573年に出した「インディアスの発見・植民・平定に関する法令」¹²⁾である。

この第4書は、発見を扱った第1項から第3項、平定を扱った第4項、入植地と入植者についての第5項、発見者・平定者・植民者への恩典についての第6項、都市・町・村の立地と建設についての第7項、インディアスの市・町の特権についての第8項、カビルドと市・町の公職についての第9項と第10項、土地・宅地・水の売買と調整ならびに分配についての第12項などから成っている¹³⁾。以下、入植と集落の建設

11) *Recopilación de Leyes de los Reinos de las Indias*. 本稿では、このファクシミリ版である *Recopilación de Leyes de los Reinos de las Indias 1681*, México, Miguel Angel Porrúa, 1987を用いる。

12) *Ordenanzas de descubrimiento, nueva población y pacificación de las Indias, dadas por Felipe II, el 13 de julio de 1573 en el Bosque de Segovia*.

13) 第4書の残りの項目は、第11項市・町の代理人、第13項市・町の公有資産と公営種子倉

にかかわる規定をいくつかの視点にしぼって見てゆきたい。

3.1. 都市貴族の母体：発見者 (descubridores)、植民者 (pobladores)、平定者 (pacificadores) とエンコメンデーロ (encomenderos)

本稿のはじめに、新大陸で人々を都市設立に駆り立てた力は、カスティリア都市の伝統を受け継ぐ都市貴族になる願望であったと説明したが、実際にその可能性を有していたのは、発見者・植民者・平定者といわれる人々であった。

新領土を切り開く上で指導的役割を果たしたのが発見者であった。スペイン国王は発見者には能力にも人格にもすぐれた人物を望み、また先住民に対して適切な対応のできることを要求した。発見者は必ず先住民言語を話す通訳を同行させなければならず (L. 4, T. 1, Ley 9, 1573, Ord.)¹⁴⁾、先住民に危害を加えたり、先住民から略奪したりすることは禁じられた (L. 4, T. 1, Ley 10, 1573, Ord.)。すなわち、発見者には発見事業を託するに足る信用のおける高潔な人物、言い換えれば「良きキリスト教徒としての美德を備え、先住民の改宗に熱意のある人物」であることが求められ (L. 4, T. 1, Ley 2, 1573, Ord.)、国益に反する外国人やインディアスへの渡航を禁じられた者は論外であった (L. 4, T. 1, Ley 3, 1573, Ord.)。

発見した土地に植民する、すなわち入植地を建設することは、その土地を永続的にスペイン国王の領土として確保する上で不可欠のことと考えられていた¹⁵⁾。そこで、発見者は発見した土地に植民する許可を携えて遠征に出かけるのが通例であったし、植民にはその地がすでに平定¹⁶⁾ されている必要があった。それゆえ、当初は、発見者・植民者・平定者は同一人物のことが少なかった¹⁷⁾。発見者と植民者は、あらかじめ国王（もしくは副王、アウディエンス¹⁸⁾、総督など国王からその権限を委譲

〳庫、第 14 項公設穀物取引所、第 15 項分担金・献金、第 16 項公共事業、第 17 項交通と街道整備、第 18 項通商、第 19 項から 24 項鉱山・鉱業・造幣局・金・銀の流通他、第 25 項真珠の採取と取引他、第 26 項織物工場、などの規定である。

14) 以降、法の内容を引用する際、例えば、第 4 書、第 1 項、第 1 法ならば L. 4, T. 1, Ley 1 のように示すこととする。L は Libro、T は Título の略である。その後の数字は、その法が出された年、最後に Ord. がついていれば、これがフェリーペ 2 世の 1573 年の「インディアスの発見・植民・平定に関する法令」から採られていることを示している。

15) それゆえ、新しい土地の発見に向かう許可は、すでに発見された土地の植民が行なわれてから与えられねばならなかった (L. 4, T. 1, Ley 1, 1573, Ord.)。

16) フェリーペ 2 世は、遠征に出る際に発見者が国王もしくはその代理人と交わす協約の中で、「征服」という言葉の代わりに、より穏やかな「平定」や「植民」を用いるように命じている (L. 4, T. 1, Ley 6, 1573, Ord.)。

17) 『法集成』は、すでに発見・平定された土地に植民地経営の必要上新たな都市を築く場合のことも考慮にいれている。そのときのリーダーは単なる植民者である。

された者)の許可を得た人物で(L. 4, T. 2, Ley 1, 1501; L. 4, T. 1, Ley 4, 1573, Ord.)、国王と協約(capitulación)を交わして、発見・入植した土地での権利と義務を明らかにしていた。『法集成』では、発見者・植民者とは、遠征の参加者全員を指すのではなく、このような協約を交わした指導的人物のことである。ヌエバ・エスパーニャを征服したエルナン・コルテスは、発見者・植民者・平定者を兼ねた人物の筆頭にあげられよう(L. 4, T. 6, Ley 1, 1543)。

コルテスはその破格の功績から例外的な恩典を付与されたが¹⁹⁾、通常、発見者・平定者としての功労は、自らが獲得した土地で、総督(gobernador)、前線総督(adelantado)、総司令官(capitán general)といった広域の司法・行政・軍事を司る職位によってあがなわれた。

一方、植民者としての功労は、主として、建設した都市における特権としてあがなわれたと考えてよからう。それは、植民者(pobladorもしくはpoblador principal)本人と息子が、建設した市または町の管轄地域内で、民事・刑事両方の第一審の司法権を持つことと(L. 4, T. 5, Ley 11, 1573, Ord.)、協約に定められた義務を果たした後は、本人、嫡子ならびに嫡出の子孫がインディアスにおけるイダルゴの身分を与えられること(L. 4, T. 6, Ley 6, 1573, Ord.)であった。国王は、副王とアウディエンシアの長官に対して、発見者・平定者・植民者の功労に報いるため、機会あるごとに彼らを優遇し、優先的にカビルドの役職につけるよう命じている(L. 4, T. 6, Ley 7, 1575; L. 4, T. 2, Ley 5, 1565)。

発見者・植民者・平定者が得たもうひとつの重要な恩典はエンコミエンダであった。平定された地域の先住民は、エンコミエンダとしてスペイン人入植者に委託されたが(L. 6, T. 8, Ley 3, 1538)、その配分の権限を有していた発見者・植民者・平定者が、当然もっとも豊かな地域を自分のエンコミエンダとすることができたからである。さらに後で見るように、植民者は入植地で与えられる宅地や耕地、放牧地などの恩典についても、一般の入植者の何倍も受け取ることができた(L. 4, T. 7, Ley 7, 1573, Ord.)²⁰⁾。

18) アウディエンシアは王権が新大陸に設けた高等の司法機関で、副王の管理下に置かれたものの、一部これと重複する幅広い権限を与えられ、植民地の行政にも深く関与した。16世紀には新大陸全体で7つのアウディエンシアが設置されていた。アウディエンシアの裁判官にあたるのが聴訴官(oidor)。

19) 征服の恩賞として侯爵という高い貴族の爵位を授かり、領地内での司法権と土地・臣下(先住民を含む)・水・立ち入りについての排他的権利からなる封建領主に近い特権を認められたのはメキシコ征服に従事した数多くの征服者のなかでエルナン・コルテスただひとりであった。

20) このような『法集成』の規定に照らせば、チアパの植民者マサリエゴスは、チアパ地方で

それでは植民者に同道した一般の入植者達にはどのような義務と恩典があったのだろうか。国王もしくはその代理人と結んだ協約によって、植民者は入植者に土地を配分する権能を与えられていた。この入植者への土地の配分は、植民者と入植者との間で交わされる取り決めである「記帳」(asiento)によって行われた。「記帳」は入植者が新しい集落の正式の市民 (vecino) となる意思表示であり、これにより入植者としての義務と引き換えに恩典を受けることができたのである。入植に伴う義務とは、言うまでもなくその地に速やかに集落を建設し、そこで生活を営むことであった (L. 4, T. 7, Ley 20・Ley 21, 1573, Ord.)。具体的には、土地の配分を受けた者は3ヶ月以内にその土地に赴き、自分の土地の境界に木を植えて所有を宣言し (tomar la posesión) (L. 4, T. 12, Ley 11, 1535,)、定められた期間内に街区の中に割り当てられた宅地に家を建て、放牧地に家畜を入れ、耕地で耕作を行わなければならなかった (L. 4, T. 12, Ley 3, 1573, Ord.)。家は一軒、持ち込む家畜は雌牛10頭、去勢牛4頭 (もしくは去勢牛2頭と2-3才の若い雄牛2頭)、雌馬1頭、雌豚1頭、雌の羊20匹、めんどり6羽、おんどり1羽であった (L. 4, T. 5, Ley 6, 1573, Ord.)²¹⁾。入植地での食料生産を滞りなく行うため、集落の建物の建設は、まず畑に種を蒔き、家畜を放牧してから着手するよう命じられていた (L. 4, T. 7, Ley 15, 1573, Ord.)。しかしなんらかの不可抗力により「記帳」で定める期間内に入植地の建設が完了しない場合には、入植者がつぎ込んだ財産を失うことのないよう、またそのことで罰をうけることのないよう、その土地の統治者は、必要に応じて期間を延長することができた (L. 4, T. 7, Ley 25, 1573, Ord.)。一方「記帳」の約束に反して入植地を不在にする者は、司法官によって捕らえられ、入植地へ連れ戻された (L. 4, T. 7, Ley 21, 1573, Ord.)。また、ある地方の正式な市民や居住者が、総督の許可なくその地を離れば、その者がその地方で享受する役職、エンコミエンダ、所有する館、土地その他の不動産や特権を全て失うこととなった (L. 5, T. 1, Ley 17, 1534)。既存の入植地からの人口流出を防ぐため、すでにある入植地で宅地・牧草地・耕地を与えられている者が、それを所有したままで新たな土地へ入植することが禁じられた (L. 4, T. 7, Ley 8, 1573, Ord.)。ただし、旧入植地で居住を

✓最大の先住民集落をエンコミエンダとして拝領し、そこからの貢租として十分な先住民労働力と食料・物資を受け取る権利を得た上、入植地に建設したスペイン人集落ビリャレアルに通常の4倍の宅地・耕作地・放牧地を得、総司令官としてこの集落とチアパ地方で一審の司法権を持ち、さらに同道していた弟を町の参事の地位につけ、この植民が成功したあかつきには、その地でイダルゴになることを約束されて、まさしく都市貴族の身分を獲得しつつあったといえよう。

21) 雌の牛・馬・豚・羊は de vientre と指定されているが、これは子を孕んだものをさすのか、子を孕むことができるものをさすのか調べがつかなかった。

義務づけられた4年を超えて暮らした者はその限りでなかった (L. 4, T. 12, Ley 2, 1525)。

一方入植者の権利の方は以下のようなものであった。新たな入植地を建設するには、正規の市民となることを希望する者がおよそ30名、最低でも10名必要であったが (L. 4, T. 5, Ley 6, 1573, Ord.)、その中で最も能力のある者を司法官と参事に選出し、カビルドを組織することができた (L. 4, T. 7, Ley 2, 1573, Ord.)。そして入植者は全員入植地へ携える資金を登録し (L. 4, T. 7, Ley 9, 1573, Ord.)、入植者として先にあげた応分の負担をする見返りとして、入植地で土地の配分にあずかり、本人ばかりでなく子供と親族が新しい入植地の正式な市民となる権利を得た (L. 4, T. 5, Ley 8, 1573, Ord.)。配分される土地の広さは入植者の身分と「土地・宅地・水の配分法」を勘案して決められたが、一人につき5ペオニーア (peonia)、もしくは3カバリエリーア (caballería) を超えてはならなかった²²⁾ (L. 4, T. 5, Ley 9, 1573, Ord.)。この土地に住居を建て、4年間居住して土地を耕作した者は、その後私有地として自由にこれを売却したり処分することができた (L. 4, T. 12, Ley 1, 1573, Ord.)。ただし、教会に土地が集中することをさけるために、教会・修道院・聖職者に売却することはできなかった (L. 4, T. 12, Ley 10, 1535)。

3.2. 都市の特権とカビルドの権能

このように入植者は入植地に集落を形成して居住し、農牧業で生計を立てるべく土地を与えられただけでなく、カビルドを通じて組織としての特権を国王から引き出すことができた²³⁾。次にその内容を見てみよう。まず、スペイン人集落は重要性によって、集落 (lugar)、町 (villa)、市 (ciudad) に格づけされており、それによって特権も違っていた (L. 4, T. 10, Ley 1, 1630 他)。集落は設立後領域内での重要度が認められた時、勅令により町や市に格上げされた。メキシコ市やクスコなど最初から重要性が明らかであった所には、初めから市の称号が与えられることもあった。町と市の称号は

22) ペオニーアもカバリエリーアも土地の広さの単位。『法集成』の規定によれば、1ペオニーアは、トラサと呼ばれる街区の中の50フィート×100フィート (約14m×28m) の広さの宅地と、街区の外の、5ファネガの小麦もしくは大麦の耕作地 (1ファネガ約3.56ha、5ファネガで17.8ha)、10ファネガのトウモロコシの耕作地 (35.6ha)、2ウエルバ (1ウエルバの広さは不明) の果樹園、8ウエルバの樹木用の土地、ならびに10頭の豚、20頭の雌牛、5頭の雌馬、100匹の羊、20匹の山羊を養える広さの牧草地からなっていた。1カバリエリーアは、トラサ内の100フィート×200フィート (約28m×56m) の宅地と、トラサ外の5ペオニーアに相当する土地からなっていた (L. 4, T. 12, Ley 1, 1573, Ord.)。

23) カビルド制はスペイン人居住地だけでなく先住民村落内においても同様に組織され植民地の地方自治体 (municipio) の基本的制度となった。

特例を除いてスペイン人の集落のみに与えられ、先住民の集落には村 (pueblo) の名称が用いられた。

カビルドの構成員の詳細は以下のようなものであった。まず市の場合には、筆頭が司法官 (juez) で、これは国王から任命された前線総督もしくは地方長官に相当するアルカルデ・マヨール (alcalde mayor) やコレヒドール²⁴⁾ が派遣されている場合この人物が、いない場合は市長 (alcalde ordinario) が務めた。次に続くのが2名の市長であった。さらに王庫の財務官 (oficial de la hacienda real) 2名、参事 (regidor) が主要都市で12名その他の都市で6名、執行人 (fiel ejecutor) 2名、教区代表 (jurado de cada parroquia) 各2名ずつ、そして総代理人 (procurador general)、差配 (mayordomo)、カビルドの書記 (escribano de Consejo)、公証人 (escribano público)、鉱山登記書記 (escribano de minas y registros)、触れ役 (pregonero)、取引所仲買人 (corredor de lonja)、門衛 (portero) がそれぞれ各1名ずつであった。司教座都市や首都大司教座都市では、参事は8人であった。一方、町や集落の場合は、町長 (alcalde ordinario) 1名、参事4名、警吏 (alguacil)、カビルドの書記と公証人兼務者、差配が各1名ずつであった (L. 4, T. 7 Ley 2, 1573, Ord.; L. 4, T. 10, Ley 2, 1523; L. 4, T. 10, Ley 1, 1630)。

カビルドの役職の筆頭は上記のように司法官であり、司法官の存在はカビルドの権威、ひいてはそのスペイン人集落の特権を体現するものであった。チアパ地方に最初に建設されたスペイン人集落ビリャレアルで、マサリエゴスがまずピコタと絞首台の設置を命じたのは、その集落がスペイン国王から認められたカビルドを有し、その管轄圏において司法権を持つことを知らしめるためであった。これは、その地で入植者が獲得した特権を公にする象徴的行為だったといえよう。そしてマサリエゴスの一行が、仮の集落を設立してまでも入植団のカビルドを結成したのは、それによって、ポルトカレロとの間で合意した入植団の地理的境界が、一刻も早く、いかなる外部からの侵略にも侵されない管轄圏として法的に保護されることを願ったからであろう。

司法官に次ぐカビルドの構成員の要職は、なんといっても市長 (町長) と参事であった。入植の協約に予め定められている場合、前線総督がこの2役を任命することができたが、そうでない場合は、入植地の市民全員で参事を選出し、参事が市長 (町長) を選出した。市長 (町長) と参事の職は通常1年交代で、一度市長 (町長) の職についた者はその後2年間は再選されてはならなかった (L. 5, T. 3, Ley 9, 1535, 1619)。ただし参事については国王が終身の参事身分を与えることもあった。副王とアウディ

24) アルカルデ・マヨールとコレヒドールはほぼ同義で慣習的に使い分けられた。しかし、前者がスペイン人都市に派遣されたのに対して、後者は先住民村落を管轄するが多い。

エンシアの長官や聴訴官は市長（町長）の自由な選出を妨げてはならなかったが（L. 5 T. 3, Ley 2, 1536, 1540, 1555, 1581）、選出されたカピルドの役職者は、副王、アウディエンシアの長官、総督もしくはコレヒドールのうちその地を管轄する最も上位の者の承認を得る必要があった（L. 5, T. 3, Ley 10, 1559, 1571, 1575, 1648）。

その領域に上位の権威が存在しない場合、カピルドがその権能を行使した。例えば、総督領の首都で、総督が副総督を決めずに死んだ場合、その都市のカピルドの市長が当面総督職を代行するのである（L. 5, T. 3, Ley 12, 1557, 1560, 1565, 1600, 1622, 1627）。このようなカピルドの権能を巧みに利用した例が、キューバ総督ディエゴ・ベラスケスの命に背いて独断で遠征先を変更し、アステカ帝国の征服に赴いたエルナン・コルテスの場合であった。彼は新たな征服地に向かう前に、遠征に参加していた兵士とともにメキシコ湾の奥まった一角にベラクルス（Villa Rica de Veracruz）を設立し、参事と町長を選出してカピルドを設置した。コルテスの言い分は、肥沃で豊かで友好的な先住民の住むその土地にスペイン人が入植すれば、王国の領土は広がり、王庫収入は豊かになり彼ら入植者への王賜もあまた下されようから、そのために一同合意の上、国王の名の下に町を設立することを決定したのであった。カピルドの設立により独自の管轄圏を有することとなったベラクルスの市民は、管轄圏を異にするキューバ総督がコルテスに与えた命令を無効とし、国王の名の下にコルテスにこの新たな町の最高司法権と軍の指揮権を与え、これから彼が行おうとする遠征を正当化したのであった²⁵⁾。カピルドはこのような大きな権限をもっていたために、その管轄圏の設定は重要であり、管轄圏の異なるカピルドが相互に干渉することのないよう配慮されていた²⁶⁾。入植団の特権と密接にかかわる管轄圏の重要性は、先のピリャレアルの設立の経緯にも見ることができた。

集団として入植者に与えられる特権はカピルドの設置にとどまらなかった。もうひとつの重要な特権は土地であった。先に入植者個人に配分される土地について言及したが、実はその土地は入植地として与えられた土地の中から個人に配分されたものであった。通常入植地には、周囲5レグアに他のスペイン人集落がないこと、先住民共同体の共有地や他の個人の所有地を侵さないことを条件に、4レグア四方の土地が付与された²⁷⁾（L. 4, T. 5, Ley 6, 1573, Ord.; L. 4, T. 7, Ley 1, 1523, 1573, Ord. 他）。この

25) Hernán Cortés, *Cartas de Relación*, México, Editorial Porrúa, 1960, pp. 18-20.

26) いかなる発見者も植民者も、他の発見者や植民者の領域に進入して植民してはならない（L. 4, T. 1, Ley 11, 1573, Ord.）。総督、コレヒドール、アルカルデ・マヨールはその管轄領域を遵守すること（L. 5, T. 1, Ley 1, 1680）などの規定がある。

27) 原文は *cuatro leguas de termino y territorio en quadro, o prolongado, según la calidad de la Tierra*。

土地の配分の仕方は以下のように規定されていた。まず、市街の中に与えられる宅地 (solar) と市街の周囲を囲む共有地 (ejido) を十分に確保する (L. 4, T. 7, Ley 13, 1573, Ord.)。その外側に、市民が所有する家畜が十分に草を食むことのできる牧草地 (dehesa) とカビルド所有地 (propios) を確保する。耕作地も入植者数に応じて分けし配分する (L. 4, T. 7, Ley 14, 1573, Ord.)。残った土地を 4 等分し、その 4 分の 1 を植民者へ与え、4 分の 3 を入植者に等分する (L. 4, T. 7, Ley 7, 1573, Ord.)。各入植者の宅地、耕作地、その他の用途の土地 (果樹園、放牧地、森林など) は、このような基準で配分されたが、先に見たように、その上限はあらかじめ決められていた。そして、入植者に配分した後残った宅地と未利用地は、後日新来の市民に配分するため王室が保持した (L. 4, T. 7, Ley 11・Ley 14, 1573, Ord.)。カビルドの所有地は賃貸され、カビルド独自の収入源となったが、その収支は王庫の財務官を通じてインディアス枢機会議²⁸⁾へ報告することが義務付けられていた (L. 4, T. 12, Ley 2-Ley11)。

さらにスペイン人都市の受けた特権で重要な意味を持ったのは、王権が臨時に与えた恩典であった。その中心的なものが一定条件の下で市民に許す先住民労働力の使役、市の共有地の拡大、免税、商・工業における諸認可権であった。市の肉屋などの営業許可は競売によって希望者に与えられ、カビルドの重要な収入源となった。また、町や市にはその権威を象徴する固有の紋章が国王から与えられた。

このように、植民地のスペイン人都市はスペイン国王とその代理人である副王や総督の監督下に置かれていたものの、中世カスティリア都市の自律的性格の名残であるカビルドを中心に、依然として一定の領域における司法権の行使の可能性を残し、共有地の所有と分配の権利を有し、近隣の先住民労働力の用益に関する特権等を享受し、かつまた主要な都市には、地方の中心地として州都や司教座が置かれ、メキシコ市、リマなどの特に重要性の高い都市にはアウディエンシア、副王領の首都、大司教座も置かれた。そのような都市のカビルドの権威はいっそう高いものとなった。

ノとなっており、一辺 4 レグアの正方形とも対角線がそれぞれ 4 レグアの方形ともとることができる。面積がより小さくなる後者として計算すると、入植地に与えられる全面積はおよそ 140 平方キロメートルとなる。1 ペオニアを約 100 ヘクタール、1 カバリェリアを約 500 ヘクタールとし、30 人の入植者に配分 (5 人にそれぞれ 2 カバリェリア、残りの者にそれぞれ 1 ペオニアを配分すると仮定) するとして計算すると、個人に配分される面積は 75 平方キロメートルで、入植地として与えられる全面積の約半分になる。

28) El Real y Supremo Consejo de las Indias. アメリカ大陸の全スペイン領植民地の立法・行政・司法にかかわる最高機関で、国王に直属し、国王の権力を代行した。

3.3. 都市の立地と都市計画

港湾や鉱山など所与の条件が都市の立地を否応なく決定づける場合を除き、植民都市の立地は、一定領域の先住民を支配する拠点として、かつ交通網の中継地点として、スペイン人都市の建設が期待されるかなり漠然とした地域の中で、利水、気候、地形等の自然条件と、先住民共同体やスペイン人グループ間の利害の対立といった人為的諸条件の下で決定された。サン・クリストバル・デ・ラス・カサスの例でも見たように、ひとつのスペイン人集落が設立されてから最終的にその一帯の中心都市として所在地が確定するまで、何回か移転を繰り返すことも少なくなかった。

『法集成』の条文は、都市の立地とインフラについてどのような規定を行っているのであろうか。フェリペ2世の「インディアスの発見・植民・平定に関する法令」では、スペイン人の入植地を建設する際、以下の点に留意するよう命じている。入植地を決定する際には、その土地の住人が長生きで健康で体格や肌の色がよく、動物や家畜が健康で大きく、果物や食べ物が美味で豊富であり、土地が耕作に適しているか；刺したり毒を持つ生き物がいないか；空が澄み、空気が清浄で芳しく、風を遮ったり汚したりするものが無いか；気候は暑すぎもせず寒すぎもせず（どちらかをとるならば寒いほうを選ぶこと）、家畜を育てるための牧草、薪をとるための山林、住居やその他の建物を建てるための建材が入手可能か；飲料と灌漑に適した良質な水が豊富にあるか；キリスト教に改宗させることのできる先住民が近くにいないか、を調べること（L. 4, T. 5, Ley 1, 1573, Ord.）。

また海岸に近い低地では、良港となる地形と港の防御を考慮した上で、健康に良い堅固な高台を選び、できれば海が南側や西側に位置しないよう配慮すること²⁹⁾。さらに海岸部、内陸部いずれの場合においても、入植地には国王の許可で占拠できる未利用地もしくは先住民の同意を得られる土地を選び、決して先住民に損害を与えてはいけないこと。集落を設計する際には、広場、街路、宅地を測量綱と物差しを用いて（a cordel y regla）区割りし、中央広場から城門と主要街道に向かって街路を引き、町の人口が急速に増加しても同じ大きさの区画を周囲に拡張してゆくことができるように、周りに充分な空き地を残しておくこと。水は近くに、可能であれば集落や田畑へ引けるような場所に確保するよう努め、労力と経費を節減するために、建築資材のみならず、耕地、牧草地もできるだけ集落の近くに確保すること。風害を避け労役

29) 海賊の危険や不健康な気候のため、また、怠惰な習慣が生まれることを嫌い、海の近くに集落を作ることは、交易・防衛・港湾維持のためにやむをえない場合を除き、できる限り避けるようにも命じている（L. 4, T. 7, Ley 4・Ley 5, 1573, Ord.）。

(servicio) や輸送の便を図るため、標高があまり高い土地を入植地に選ばないこと。あまり低い土地も病気を招くので同様である。適当な標高の土地で南北の風がよく通る場所に集落をつくり、土地の起伏がある場合はそれが東西方向に位置するようにすること。高地が避けられない場合には、霧が出ない場所でできるだけ健康に適し、事故の起こり難い所を探すこと。川岸に建物を建てる際には、日の出時に陽光が水面より先に集落に当たるよう集落を配置すること (L. 4, T. 7, Ley 1, 1523, 1573, Ord. 他)。そのほかに、航行可能な川の近くであることが望ましいなどという指摘もされている (L. 4, T. 7, Ley 4・Ley 5, 1573, Ord.)。

集落の構造についてはこの他に以下のようなことも規定されている。まず教会堂であるが、集落が内陸部にある場合は、中心となる教会堂は中央広場から少し離れた場所に、他の建物から離して建設すること。教会堂は街中どこからでも良く見え、人々が篤い尊敬を寄せるように、地面から少し高い所に、階段を上って入るように建設すること。教会堂と中央広場の間に、王室官吏の役所 (casa real)・カピルドの建物・税関・倉庫? (atarazana) を建設すること。ただし教会堂とこれらの建物との距離は、教会堂の権威を傷つせず、その邪魔にならず、かつ危急の際には教会堂に逃げ込める程度のものにすること。港街では、海から上陸すると教会堂があたかも港湾の要塞のように見える位置に建設すること。他に、教区教会堂や修道院には、必要に応じて小さな広場を配置すること、中央広場にはカピルドの共有財産として商店を置き、過重な負担とならない程度の税を商品に課すことなども定められている (L. 4, T. 7, Ley 8, 1573, Ord.)。

中央広場と街路については次のような指示がある。集落の起点となる中央広場 (plaza mayor) は、海岸部では港の船着場に面して、内陸部では集落の中心に置く。騎馬による式典などのため、形は長方形とし、少なくとも長さが幅の 1.5 倍あること。大きさは市民の数に応じ、人口増加も見込んで決める。ただし幅 200 フィート、長さ 300 フィート (56m × 84m) 以上で、幅 532 フィート、長さ 800 フィート (149m × 224m) を超えないこと。幅 400 フィート、長さ 600 フィート (112m × 168m) が穏当なところであろう。メインストリートは、中央広場を形成する四辺形の各辺の真中から 1 本ずつ計 4 本引くこと。中央広場の向きは 4 隅が 4 つの主たる風向きの方角を指すように配置し、4 本のメインストリートが風に曝されないようにすること。中央広場の周囲とメインストリートには、常設の商店のためにアーケードを架けること。その他に、中央広場の 4 隅から 2 本ずつの街路を引くこと。合計 8 本のこの街路にはアーケードをかけず、歩道を設けること (L. 4, T. 7, Ley 9, 1573, Ord.)。

その他に、街路は寒冷地では幅を広くとり、暑い地方では狭くすること。馬を利用するところでは、防衛上街路の幅が広いほうが好都合であろうから、建物の景観や利便性を害したり、防衛上の利点を損わないよう留意して道幅を広くとること (L. 4, T. 7, Ley 10, 1573, Ord.)。集落の美観を整え、南北の風を受け易くし、防衛にも役立てるため、宅地・建物・住居の形は統一すること。また、すべての住居は、馬や役畜を置けるように中庭 (patio) や裏庭 (corral) を備えること。健康と清潔のために、住居はできるだけ大きくすること (L. 4, T. 7, Ley 17, 1573, Ord.)。立地条件が許すならば、集落を清潔で健康的に保つため、肉屋、魚屋、革なめし所など、汚物や悪臭を出す事業所は、川や海の近くに置くこと (L. 4, T. 7, Ley 5, 1573, Ord.) なども指示されている。

4. 結びにかえて

カスティリア都市の伝統が、どのような形でスペイン領アメリカで植民地都市建設の原動力となったのか、サン・クリストバル・デ・ラス・カサスの設立の経緯と、『法集成』にまとめられたインディアス法の規定を照らしあわせつつ考察してみた。その結果、まず入植と都市建設という行為が、国王と植民のリーダーである植民者、さらに、この植民者と一般の入植者との間に交わされる特権の付与と義務の遂行という契約によって成立する法的外見を備えたものであったことがはっきりした。そしてその契約の中で入植者にとって決定的に重要であったのが、カビルドのもつ権限であったことも明らかとなった。その権限を利用したり守ったりするために、現代のわれわれの目には全く不可解に映る集落建設が強行されたりもしたのであった。

新大陸固有の条件のひとつに、無限に広がる未知の土地の存在があった。そこで新領土を切り開く上で、有能な個人の働きは非常に大きかった。スペイン王国の領土拡張におけるこのような個人の功労に対して、旧来の封建的諸制度から脱しつついかに報いるかという問題は、王権にとって非常に重要なものであった³⁰⁾。このことは、『法集成』の中で個人である発見者・植民者・平定者に関する条文の占める割合が極めて多いことにも示されている。

また、この広大な土地はスペイン人都市の建設をかなり画一的な条件で行うことを可能にした。その最も顕著な例が、入植地に与えられた4レグア四方、約140km²とい

30) Ramón María Serrera, "Derecho premial y aspiraciones señoriales en la primera generación de la conquista" en *Actas del Congreso de Historia del Descubrimiento (1492-1556)*, Madrid, Tomo III, Real Academia de la Historia, 1992, pp. 481-502.

う土地の規模であろう。わずか 30 人余りの入植者に与えられるこの土地の面積をどう考えるべきであろうか。また空間的余裕は、集落の位置や構造についても王権が画一的なパターンを指示することを可能にした。『法集成』に見られる広場、教会堂、公共施設、街路などの規定は、細部はともかく大枠のところである程度まで忠実に守られたといって良く、スペイン領植民地の都市に特有の景観を作り上げた。もっとも、これらの規定の多くは、すでにインディアスで慣習化していた都市計画の慣習を成文化したものであった。また『法集成』が、都市の立地条件として、海や山の方角から風の通り道まで詳細に指示している点などは、当時の健康に対する考え方を反映していて興味深い。

もうひとつの新大陸固有の条件が大量の先住民の存在である。『法集成』第 6 書は、新たにスペイン国王の臣下となった彼らの権利と義務ならびに保護規定にあてられている。先住民労働力の利用という魅力的な特権は、スペイン人都市の性格を大きく規定したはずである。本稿ではこの点について充分に考察することはできなかった。また、都市内部の運営規定として、各都市が持つことを許された条例 (Ordenanzas) についても、本稿では触れることができなかった³¹⁾。

インディアス法の規定の多くは、発布以前にすでに慣習化していたものを、改めて明文化したものであると言われている。また、本国から極めて遠隔の地にあったインディアスで、法は「尊重すれども履行せず」であったともいわれる。とはいうものの、20 世紀のスペインの碩学メネンデス・イ・ピダルが、この法が統治した場所ではインディオが生き残り、この法の存在が知られていなかった所ではインディオは絶滅した、と述べているように³²⁾、インディアス法がインディアスの住人の行動に一定の枠をはめたことは事実であろう。サン・クリストバル・デ・ラス・カサスの設立経緯を見ると、入植者達がかつ自分たちの権利獲得にかかわることでは、カスティリア法の伝統と、形をとりつつあったインディアス法をできる限り遵守しようとした形跡が読み取れて興味深い。

31) アメリカ大陸でも重要な都市では各自の Ordenanzas を持つことが許されていた。例えばメキシコ市やリマは独自のものを有していた。多くの場合この規定は、その地方を治める総督 (gobernador) あるいは都市のカビルド自体が作成し、王権の承認を得て効力を持った。そこには、都市の運営にかかわる諸規定 (市会運営・諸役職・公共事業・公設穀物取引所などに関する規定やギルド規定など) だけでなく、その都市が王権から与えられた特権や特別待遇、義務免除などが明記されていた。Ordenanzas de Sevilla (edición facsímil de las Ordenanzas de Sevilla de 1632), Sevilla, 1975; Francisco del Barrio Lorenzot, Ordenanzas de gremios de la Nueva España, México, Secretaría de Gobernación, 1920; Francisco Quiroz Chueca, et al., Las ordenanzas de gremios de Lima (s. XVI-XVIII), Lima, 1985.

32) Recopilación, op. cit. p. xiii.

植民地が成長・発展するに伴い、スペイン人都市には高位高官の新来者が増え、鉱山や農牧業の興隆により新たな有力者階層も形成され、ここで見たような最初の植民者と入植者の子孫がその後も都市社会で高い地位を維持することは非常に困難であったといわれている。しかしながら、ここに述べたような設立のごく初期にスペイン領アメリカの諸都市がもっていた性格は、植民地時代を通じての変転や、独立後のさらに大きな変化にもかかわらず受け継がれ、今も格子状街路の外観とともに、都市の権威、都市エリート層のメンタリティーの特性、都市と農村部の関係等の背後に依然として息づいているように思える。

最後に、筆者は法制史の門外漢で、本稿における『インディアス法集成』の条文の要約や翻訳で誤りを犯しているかもしれない。それらをご指摘いただければ幸いである。